

基本目標3 介護サービスが創る笑顔あふれる社会の実現



施策の方向性1 介護保険事業の充実

(施設等の整備) ▶ 8ページ

(介護保険料の設定) ▶ 8ページ

施策の方向性2 介護人材の確保

・ 新規就労者の確保

… 県の出前講座や介護体験事業などの周知による学生等を対象とした介護職への理解促進

・ 介護ロボットやICTの活用促進

施策の方向性3 介護サービスの質の確保・向上

・ 介護サービス事業所評価事業の実施

施策の方向性4 在宅医療・介護連携の推進

・ 地域住民への普及啓発

施策の方向性5 介護者等への支援

・ 介護者交流会の充実

… オンラインの活用などにより様々な状況にある家族等の介護者の参加を促進しながら介護経験者を交えて介護に関する情報交換等を行う介護者同士の交流会を開催

・ ヤングケアラーへの支援【新規事業】

… ヤングケアラーの早期発見・把握に努めるとともに、ヤングケアラーの疑いのある子どもの相談を受けた場合には、必要に応じて、医療機関等の社会資源や福祉サービスに家庭をつなぐなど、個々の家庭環境に応じた支援を実施

基本目標4 いつまでも自分らしさを持ち、自立した生活の実現



施策の方向性1 高齢者の状況に応じた在宅福祉サービスの提供

・ 高齢者等ホームサポート事業【主要事業】

… ひとり暮らし高齢者等に対し、軽易な日常生活上の援助を行う事業

施策の方向性2 高齢者の自立した生活を支える住環境の整備

【高齢者居住安定確保計画】

・ 住宅確保要配慮者に対する居住支援【新規事業】

… 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、宇都宮市居住支援協議会による住まいに関する相談支援等を実施

施策の方向性3 高齢者の権利を守る制度の利用支援

・ 成年後見人等の人材の確保【新規事業】

… 成年後見人等となることに関心がある市民に対し、後見人等としての心構えや必要な知識等を習得するための市民後見人養成研修を実施するなど、成年後見制度の担い手を確保

・ 地域連携ネットワークの構築

… 司法・福祉・行政等の関係機関による権利擁護支援における地域連携ネットワークを構築

■ 施設・居住系サービスと地域密着型サービスの整備見込み

本市における将来の需要増に確実に対応できるよう、介護サービス利用者等のニーズに応じた介護サービス基盤の整備に取り組み、介護サービスの安定的な提供を図ります。

サービスの種類	本計画期間における整備目標(量)				期末累計
	総 数	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
施設・居住系サービス	21床	21床	0床	0床	4,639床
特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設)	21床	21床	－	－	2,537床
地域密着型サービス					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	5事業所	2事業所	2事業所	1事業所	10事業所
小規模多機能型居宅介護・ 看護小規模多機能型居宅介護	2事業所	2事業所			22事業所
認知症高齢者グループホーム (認知症対応型共同生活介護)	54床	54床	－	－	522床

■ 第1号被保険者の介護保険料

介護保険制度の保険者である本市は、計画期間に要する介護保険給付費等の費用を見込むとともに、第1号被保険者(65歳以上の被保険者)の所得等に応じた最適な介護保険料を設定・収納します。

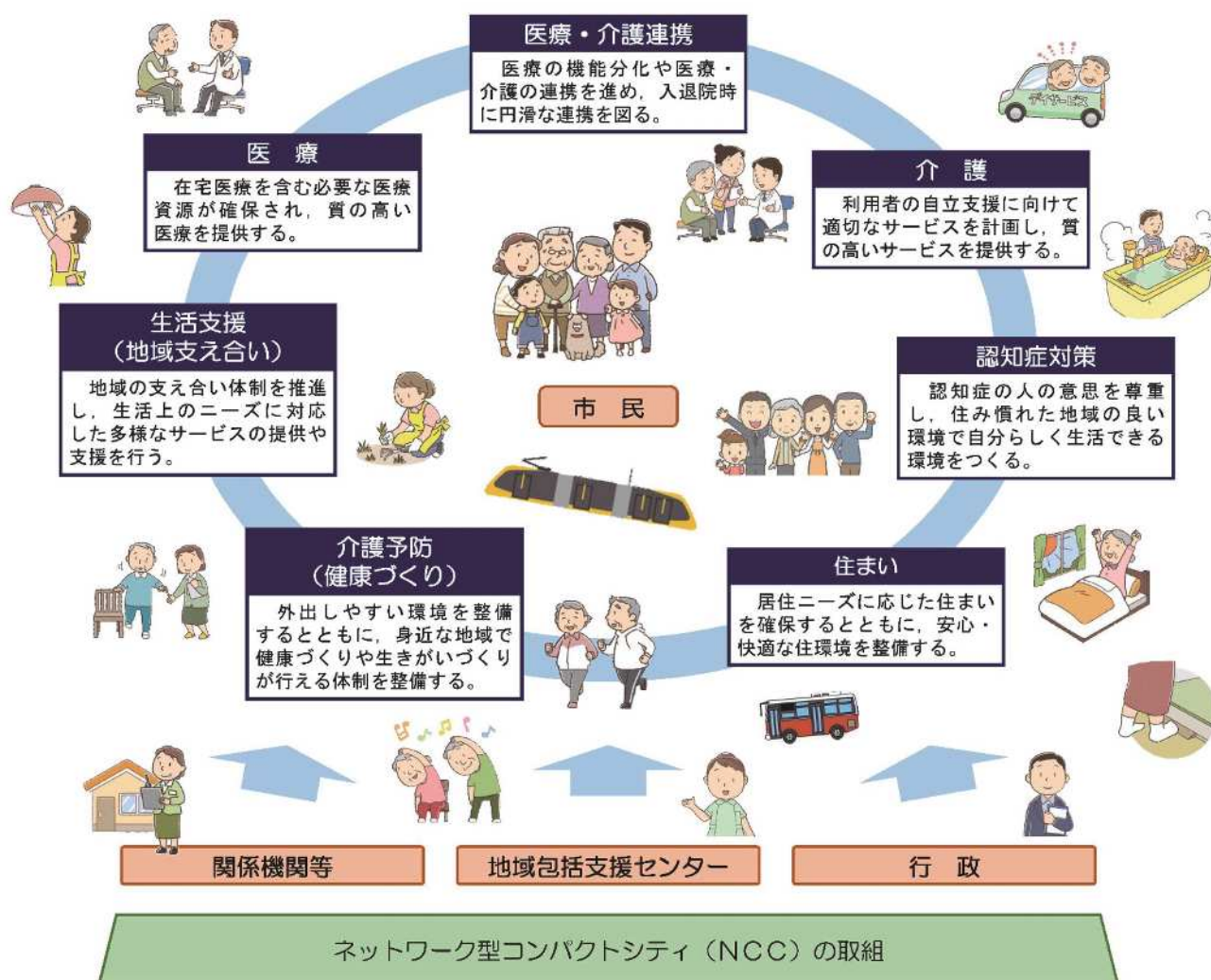
所得段階区分		保険料率	介護保険料年額
第1段階	・ 生活保護を受けている方 ・ 世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方 ・ 世帯全員が市民税非課税で、本人の前年中の公的年金等収入額及び前年の合計所得金額の合計額が80万円以下の方	0.285	19,600円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年中の公的年金等収入額及び前年の合計所得金額の合計額が80万円を超え120万円以下の方	0.485	33,300円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、第1段階または第2段階以外の方(上記以外の方)	0.685	47,100円
第4段階	世帯に市民税課税者がいて、本人が市民税非課税者であり、前年中の公的年金等収入額及び前年の合計所得金額の合計額が80万円以下の方	0.90	61,900円
第5段階	世帯に市民税課税者がいて、本人が市民税非課税の方(上記以外の方)	1.00 (基準額)	68,800円 (月額5,735円)
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.20	82,500円
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.30	89,400円
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.50	103,200円
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上500万円未満の方	1.70	116,900円
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上620万円未満の方	1.90	130,700円
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	2.10	144,400円
第12段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上1,000万円未満の方	2.30	158,200円
第13段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の方	2.40	165,100円

● 地域共生社会の実現を見据えた 地域包括ケアシステムの更なる深化・推進

■ 地域包括ケアシステムの深化・推進に係る7つの取組

本市における地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組は、国が示す「医療」「介護」「介護予防」「住まい」「生活支援」の5つの分野に、「医療・介護連携」と、「認知症対策」を加えた7つの分野において重点的に実施しており、高齢者の相談窓口である地域包括支援センターや、医療・介護・地域などの関係団体、行政が連携して、7つの取組を支援しています。

また、本市では、日常生活に密着した都市機能の誘導・集積や、公共交通ネットワークの充実などを図る「ネットワーク型コンパクトシティ（NCC）」の形成に取り組んでいるところであり、外出しやすい環境などの都市構造の強みを活かしながら、地域包括ケアシステムの深化・推進を図っています。



高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくためには、医療や介護などの公的サービスを充実することはもちろんのこと、高齢者一人ひとりが元気なうちから介護予防に取り組んだり、高齢者の暮らしやすい地域づくりに向け、身近な支え合い活動に参加したりすることが大切です。



■ 身近な地域から市域全体までの重層的な体制の構築

本市では、身近な地域から市域全体までの重層的な体制により、様々な取組が行われています。

① 地区連合自治会圏域（39地区）

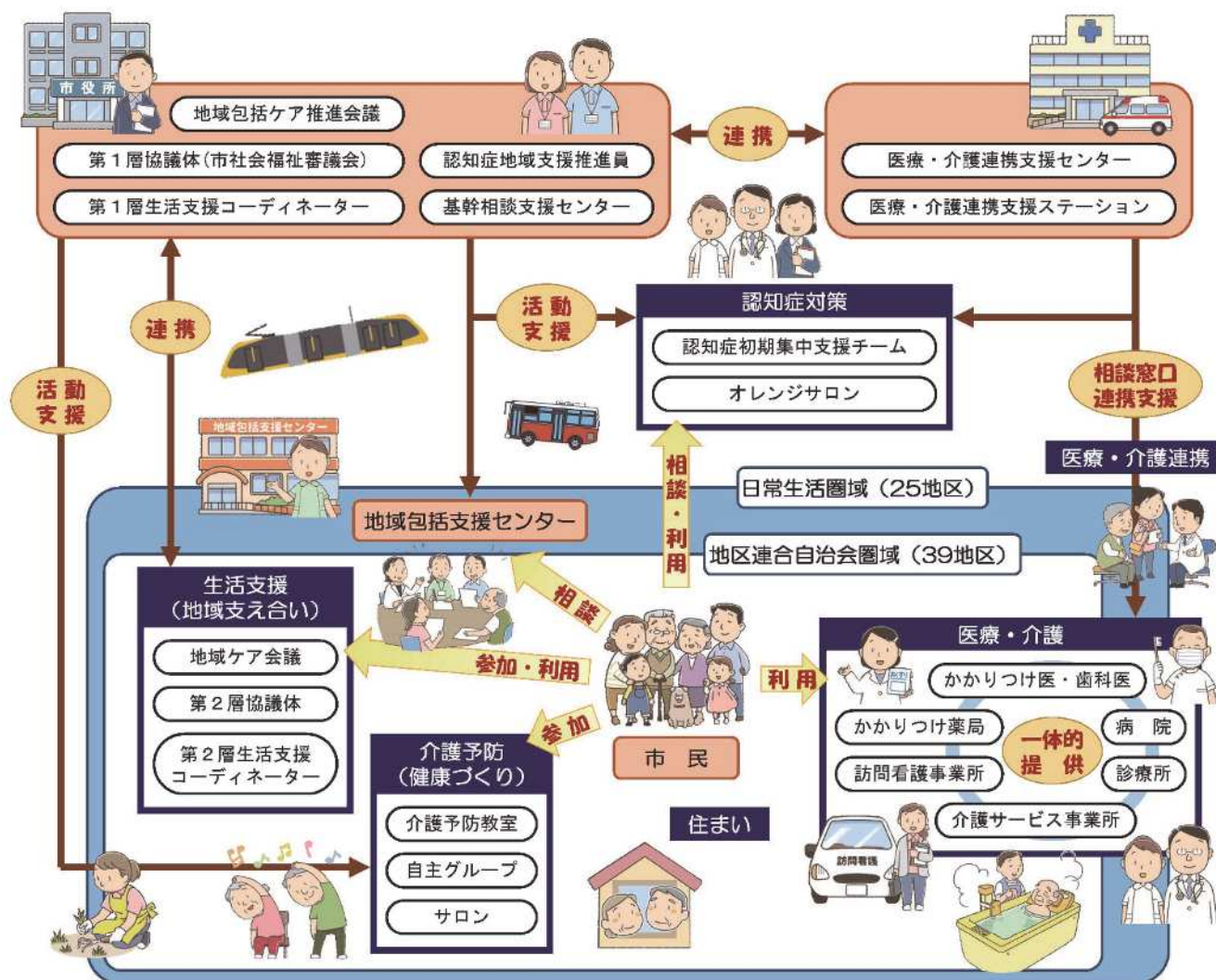
- ・ 介護予防教室や見守りなど、日常生活に必要な支援や地域資源の確保
- ・ 第2層協議体による居場所づくりや支え合い活動の更なる充実
- ・ 住宅改修の支援や多様な住宅の確保

② 日常生活圏域（25地区）

- ・ 地域包括支援センターの設置
- ・ 地域密着型サービスの計画的な整備
- ・ 必要な医療・介護サービスの確保

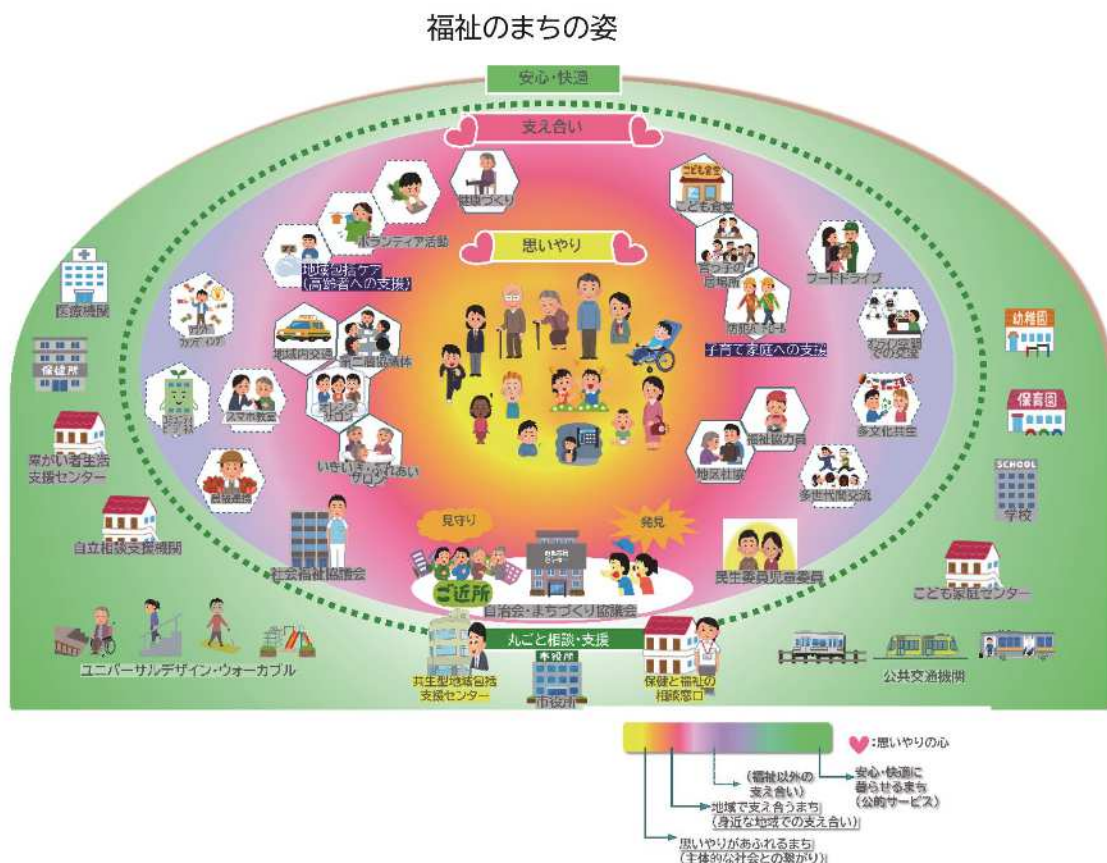
③ 市域全体

- ・ 地域や地域包括支援センターなどに対する専門的な支援、連携強化に向けた働きかけ
- ・ 第1層協議体と連携した支援体制の構築
- ・ 認知症の人やその家族を支援するケア体制の構築



■ 地域共生社会と地域包括ケアシステム

本市においては、福祉のまちづくりを推進する計画である「宇都宮市地域共生社会の実現に向けた福祉のまちづくりプラン」を令和5年2月に策定し、地域共生社会における「共に支え合うまち」を「福祉のまちの姿」としたところであり、「地域包括ケアシステム」は、この中核的な基盤として、高齢者の地域での生活を支えていくものです。



【主な取組】

- ・ 地域包括支援センターにおいて業務の機能強化や効率化を図りながら、障がい者福祉や児童福祉など、他分野との連携促進や、第2層協議体に対し、地域共生社会に係る意識醸成や多様な主体の参画に向けた支援を実施
- ・ 医療・介護連携における多職種の参画に向けた研修の充実や連携支援ツールを活用した情報共有の推進など、多職種連携を強化や、認知症サロン(オレンジサロン)の拡充など、認知症の人にやさしい地域づくりを更に推進

地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会と定義されており、年齢や性別、障がいの有無などに関わらず、すべての人が自分らしく幸せに暮らすことのできる社会のことです。



地域包括ケアシステムについて
詳しくはこちら▶



< 本計画の成果目標 >

本計画の成果目標を設定し、計画期間全体の進行管理に取り組みます。

指 標	現 状	目 標
ほぼ毎日外出している高齢者の割合	31.7%	35.6%
地域包括支援センターを知っている高齢者の割合	65.7%	70.0%
必要な介護サービスを利用しながら在宅生活を継続できている高齢者の割合(地域ケア率)	14.4%	15.3%
高齢者の住宅に対する満足度	82.1%	83.1%

< 宇都宮市の地域包括支援センター >

地域包括支援センターは、地域包括ケアの中核機関として、高齢者の地域における総合相談支援や権利擁護支援、地域のネットワーク構築、ケアマネジャーの支援、介護予防の推進などの役割を担っています。



担当地区(地区連合自治会)	地域包括支援センターの名称	電話番号
1 中央, 築瀬, 城東	地域包括支援センター 御本丸	028-651-4777
2 陽南, 宮の原, 西原	地域包括支援センター ようなん	028-658-2125
3 昭和, 戸祭	地域包括支援センター きよすみ	028-622-2243
4 今泉, 錦, 東	地域包括支援センター 今泉・陽北	028-616-1780
5 西, 桜	地域包括支援センター さくら西	028-610-7370
6 御幸, 御幸ヶ原, 平石	鬼怒 地域包括支援センター	028-683-2230
7 清原	地域包括支援センター 清原	028-667-8222
8 瑞穂野	地域包括支援センター 瑞穂野	028-656-9677
9 峰, 泉が丘	地域包括支援センター 峰・泉が丘	028-613-5500
10 石井, 陽東	地域包括支援センター 石井・陽東	028-660-1414
11 横川	よこかわ 地域包括支援センター	028-657-7234
12 雀宮(東部)	地域包括支援センター 雀宮	028-655-7080
13 雀宮(西部), 五代若松原	地域包括支援センター 雀宮・五代若松原	028-688-3371
14 緑が丘, 陽光	緑が丘・陽光 地域包括支援センター	028-684-3328
15 姿川(北部), 富士見, 明保	地域包括支援センター 砥上	028-647-3294
16 姿川(南部)	姿川南部 地域包括支援センター	028-654-2281
17 国本	くにもと 地域包括支援センター	028-666-2211
18 細谷・上戸祭, 宝木	地域包括支援センター 細谷・宝木	028-902-4170
19 城山	城山 地域包括支援センター	028-652-8124
20 富屋, 篠井	富屋・篠井 地域包括支援センター	028-665-7772
21 豊郷	地域包括支援センター 豊郷	028-616-1237
22 河内(古里中学校区)	地域包括支援センター かわち	028-673-8941
23 河内(田原中学校区)	田原 地域包括支援センター	028-672-4811
24 河内(河内中学校区)	地域包括支援センター 奈坪	028-671-2202
25 上河内	上河内 地域包括支援センター	028-674-7222

発行者 宇都宮市
〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号
<https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp>

編集 宇都宮市保健福祉部高齢福祉課
TEL:028(632)2332
FAX:028(632)3040
Eメール:u1903@city.utsunomiya.tochigi.jp